

## 教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン

教員自らが自身の教育研究活動に関する自己点検・評価を実質的に行うため、自己点検・評価に関するガイドラインを策定する。

教員は本ガイドラインを踏まえ、自身の教育研究活動に関する自己点検・評価を行うとともに、所属する学部・研究科、委員会等(以下「各部局」という。)において、各部局の特性に応じた質向上の取り組みを進めることとする。

### ① 目的

教員の教育研究活動に関する自己点検・評価は、教員自らの意思と責任で、教育研究活動等の目標を設定し、そのもとで自身の活動やその成果を点検し、今後の諸活動における維持・改善・向上に向け意欲的に取り組むことを目的とする。

### ② 自己点検項目

教員が行う点検項目は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 教育

- ・学部・大学院教育(授業担当科目、演習指導)
- ・学生による授業評価
- ・シラバス・教育方法の改善等
- ・FDへの取り組み
- ・学生支援
- ・その他

#### (2) 研究

- ・研究発表(学術論文、著書等)
- ・学会等における研究発表
- ・外部研究費の獲得実績
- ・学会賞等の受賞状況
- ・産学官連携関係
- ・その他

#### (3) 地域貢献

- ・公開講座等
- ・生涯学習支援等
- ・国際貢献
- ・公的機関審議会、委員会委員等
- ・その他

- (4) 大学運営
- ・管理職の実績
  - ・全学的な委員会等及びその他の貢献実績
  - ・所属部局等における委員会及びその他の管理・運営への貢献
  - ・入試関連業務
  - ・情報公開
  - ・その他
- ③ 自己点検の実施
- (1) 教員の教育研究活動等の自己点検は、毎年度実施する。
  - (2) 各教員は、当該年度始めに別紙(様式第 1 号)を用いて、前年度の評価と当該年度の計画を自身の教育、研究、地域貢献及び大学運営活動に関して必要事項を記入する。
- ④ 自己点検の活用
- (1) 教員個人  
教育、研究、地域貢献、大学運営等の諸活動への改善のために活用する。
  - (2) 各部局  
組織における諸活動の活性化や改善につなげるために活用する。
- ⑤ 教員個人における自己点検の活用方策
- (1) 自らの教育研究活動等の維持・改善・向上のために活用する。
  - (2) 自己研鑽のために活用する。
  - (3) 点検結果の蓄積による諸活動履歴を確認するために活用する。
- ⑥ 各部局における自己点検の活用方策
- (1) 組織の自己点検・評価活動を推進するために活用する。
  - (2) 組織全体の教育力、研究力、地域貢献力を測るために活用する。
  - (3) FD 活動を推進するために活用する。

以上

2018(平成 30)年 7 月 24 日  
学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会承認  
※2018 年度より各教員及び学部、研究科において任意で施行